

新型コロナウイルス感染症に関する支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており厳しい状況が続いていることから、下記の通り町民や事業者の皆さんを支援します。

水道料金の基本料金を2か月分免除します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行動制限が実施される厳しい生活状況下において、各家庭に対し家計への支援の一助として、水道料金および簡易水道料金の基本料金2か月分を免除します（基本料金を超えた分はお支払いいただく必要があります）。

日野町水道をご利用の方は免除のための手続きは特に必要ありませんが、甲賀市水道をご利用の方は下記の手続きをしてください。

【免除概要】

- 対象 開栓中の水道メーターの口径が、13mmおよび20mmの全ての水栓
- 免除額 13mm口径 基本料金2か月分3,520円（税込）
20mm口径 基本料金2か月分7,040円（税込）
- 時期 奇数月検針の区域 11月検針分（12月の請求分の基本料金を免除）
偶数月検針の区域 12月検針分（1月の請求分の基本料金を免除）
（例）13mm口径世帯で1月請求（11月～12月分）の使用量が40㎡の場合…
9,240円－3,520円（2か月分の基本料金免除額）＝5,720円のご請求となります。



◎甲賀市水道をご利用の皆さんへ

甲賀市水道の給水区域にお住まいの方については、甲賀市水道料金の基本料金2か月相当分を補助します。補助金受領には、関係書類の提出が必要となります。補助金関係書類については、対象の皆さんへ送付いたします。

甲賀市水道発行の「使用水量等のお知らせ」11月検針分が必要となりますので、大切に保管してください。

◆問い合わせ先 上下水道課 上水道担当 ☎0748-52-6576

営業時間短縮等要請に協力いただいた飲食店等に支援金を交付します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、滋賀県が要請する営業時間短縮等要請に係る協力金を受給された事業者に対し、町独自で事業支援のため支援金を給付します。



【日野町営業時間短縮等要請に係る協力支援金】

- 対象者：滋賀県営業時間短縮等要請に係る協力金を受給し、町内に主たる事業所を有する飲食店等
- 支援額：滋賀県営業時間短縮等要請に係る協力金の10分の1の額

【日野町酒類販売事業者減収緩和支援金】

- 対象者：滋賀県営業時間短縮等要請を受けた飲食店に対し、常時取引のある酒類小売業を営む者
- 支援額：一律30万円

◆申請期限：令和4年1月14日（金）まで

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ先 商工観光課 商工観光担当 ☎0748-52-6562